

令和3年度常陽社会福祉事業団 経営方針並びに事業計画

経営理念

私たちは、福祉サービス提供者として、
お客様に誠実に応えることを第一に、
お客様のパートナーとして、よりよいサービスの提供に全力を注ぎ、
その人らしく自立した生活ができる豊かな社会づくりに貢献します。

経営基本方針

経営理念を実現するため、次のことを実践します。

1 人としての尊厳を守り、真心とやすらぎのサービスを提供し、心のかよいあう仕事をします。

誰もが安心して暮らし続けられるよう、利用者にあった質の高いサービスを提供します。

サービスの提供にあたっては、利用者が個人として尊重されるよう、常に利用者の立場に立つことを基本とし、安全、安心、快適な生活を支援します。

2 「ともに支えあう社会づくり」を目指し、地域とともにサービスの提供に努めます。

地域とともに生きることを目指し、地域の拠点施設、在宅を支えるサポート体制の整備など地域に密着したサービスを展開します。また、市及び関係機関等と協調し、地域にある他の社会資源と連携を図ります。

地域に開かれた事業・福祉サービスを推進し、市民・ボランティア・利用者与我们との双方向の交流を進めます。

3 サービスの質の向上を図り、期待されるサービスを追求します。

質の高いサービス、個々のニーズに合うサービスを提供し、生活の質の向上と自立に必要な支援を行います。目標の共有化のもと、職員一人ひとりが自己研鑽に努め、高い専門性の確保と「かゆいところに手が届く」サービスの提供に努めます。また、地域のセーフティネットとしての機能も果たします。

さらに、顧客満足度の向上を図り、時代を捉えたサービスの提供に努めるとともに、地域密着型居宅サービス等新たな取り組みを進めます。

4 豊かな人材を育て、仕事の質を高めます。

広く専門的な知識、高い技術に加えて、豊かな人間性を備え、情熱を持った、優れた人材を育成します。

組織の一員である自覚のもと、的確な判断力と、解決できる能力を有し、責任感と協調性を備え、主体的に行動できる人材の育成を図ります。利用者本位の立場に立ち、質の高いサービスを提供するため、専門性を高める研修及び事例研究等の充実を図ります。

5 社会的責任を果たすと同時に、効率的な経営を実現します。

社会規範・法令を守り、公開性、透明性の確保に努め、説明責任を果たします。また、事業

団としての経営基盤の長期安定的な成長を実現していくため、自立経営基盤の確立を目指し、自主財源の確保や経費の節減を図るなど、効率的な経営を進めます。

本 部 事 務 局

1 基本方針

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行なうため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとします。

2 経営方針

(1) 法人の経営理念・基本方針の具現化と実施計画の策定

ア 全職員に対し継続して、法人の経営理念・基本方針の周知徹底を図ります。

イ 事業団が将来にわたって安定的な経営・運営を行うため平成 24 年 3 月に策定した「事業団経営計画（第 2 次長期経営計画）」も後期実施計画（10 年目）となりますので、時代の流れに応じた課題を整理・精査し、地域社会から信頼され必要とされる事業団を目指して、課題解決及び諸事業を計画的に推進します。

ウ 法人設立 50 周年のあゆみを継承し、発展させる使命を強く認識し、法人のあるべき将来像を模索するとともに、一層の組織力強化を図り、環境の変化に対応できる自立し、安定した経営と地域福祉の推進に積極的に貢献していく事を目的に次期経営計画を策定します。

(2) 人事考課制度と職員の資質・専門性の向上

ア 職員の公正処遇、能力開発、能力活用を図るため、職員の職務遂行能力、勤務態度及び仕事の成果等を客観的に評価する人事考課制度を引き続き運用していきます。

イ 組織人としての基本的意識を身につけるとともに、職務を遂行するために必要な専門分野の知識及び関連する領域の専門的技術を修得させるため、職員研修体制の更なる充実を図ります。

(3) 職員の処遇改善

職員の処遇が後退しないよう更なる資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善を行います。

また、令和元年 10 月から介護職員等特定処遇改善加算が創設され、事業団も加算申請を行い介護職員以外の職員へも処遇改善を行いましたので、令和 3 年度もこの加算を活用し処遇改善を続けていきます。

さらに、社会福祉充実計画に則り職員処遇改善事業として一時金の支給を継続します。

(4) 地域社会との連携

地域社会の一員としての自覚を持ち、地域社会との交流を図るとともに行政、保

健及び医療等関連機関及び各種民主団体等との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。

また、小規模多機能型居宅介護施設が地域包括ケアシステムの一翼を担えるよう地域づくりを進めます。

(5) 人材育成と職場環境の整備

平成27年度は宮崎県知事より「福祉・介護職場環境優良事業者」として表彰され、平成30年度には「女性活躍推進法」に基づく「えるぼし認定」を受けました。令和元年度には「子育てサポート企業」として2度目の「くるみん認定」を受けました。令和2年度には若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」も受けましたので、更に働きやすい職場環境を整備します。

また、有資格者の人材確保が厳しい現状を踏まえて、無資格者でも働きながら資格を取得できるよう資格取得支援の充実を継続します。

(6) 社会貢献活動

地域における公益的な取り組みを実施することが社会福祉法人の責務となり「みやざき安心セーフティネット事業」を継続実施します。社会福祉協議会及び関係団体等と連携・協働しながら自主的な社会貢献活動の取り組みとして、生活困窮者等の自立を支援するための相談支援活動を実施します。

(7) 社会福祉充実計画

平成30年度の決算より新たに算定した「社会福祉充実残額」を、地域や利用者の福祉ニーズを的確に把握し、既存の社会福祉事業又は公益事業を充実させていくために、「社会福祉充実計画」を継続します。

(8) 感染症予防対策

令和2年度に社会福祉法人常陽社会福祉事業団感染防止対策委員会設置要綱を制定し、事業団の各施設の相互協力のもとに感染症等に対処することを目的として、感染防止対策委員会を定期的に継続します。

3 事業計画

(1) 理事会・評議員会の運営

社会福祉法人制度の改革により、役員等の権限・義務・責任が明確化され、評議員会による理事等を牽制監督する仕組みが導入されましたので、理事会及び評議員会の招集、議案の提案及び開催を適切に運営していきます。

(2) 定款及び諸規程の制定改廃

相次ぐ制度改革等の社会情勢の変化を踏まえ、適宜、制定改編していきます。

(3) 連絡・調整・指導

各施設の機能が十分に発揮できるよう、連絡・調整・指導を行ないます。また、他の関係諸団体と連携を密に行い事業団の使命を果たすよう努めます。

(4) 社会貢献

地域社会における福祉の発展・充実を使命とした極めて公共性・公益性の高い法人として、本来の機能・役割を再検証するとともに、社会福祉法人の持つ固有の特

性を生かした社会貢献活動等に取り組めます。

(5) 事業団職員行動計画の推進

「次世代育成支援対策推進法」に基づく第3期（平成31年4月1日から令和4年3月31日）の一般事業主行動計画を達成できるように職員の仕事と子育ての両立を図るために雇用環境の整備を検討していきます。

また同時に、「女性活躍推進法」に基づく第1期（平成31年1月1日から令和5年12月31日）の一般事業主行動計画も達成できるように事業団の課題分析を行います。

(6) 西岳デイサービスセンターのサテライト化

中山間地域の西岳デイサービスセンターの利用者の増員が見込めない中、職員の確保も厳しくなっています。この地域での事業継続を行うために、庄内デイサービスセンターを本体事業所とし西岳デイサービスセンターをそのサテライト（出張所）とすることで、人材の効率的な配置と有効活用及び介護保険番号や会計の一本化による効率化が図られ、運営が安定するように取り組めます。

養 護 老 人 ホ ー ム

養 護 老 人 ホ ー ム 清 風 園

（一般型特定施設入居者生活介護事業所）

養 護 老 人 ホ ー ム 望 峰 園

（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護）

指 定 訪 問 介 護 事 業 所 望 峰

1 運営方針

- (1) 入居者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように努め、入居者の人格及び意思を尊重し、一人ひとりのニーズに応じた個別処遇計画を策定し、その計画に基づき自立のために必要な相談および支援を行います。
- (2) 入居者が要介護状態にあっても、特定施設介護サービス計画に基づき、適切な介護サービスを提供し、安心・安全な日常生活を営めるよう努めます。
- (3) 地域の関係団体等と連携を図り、地域における住民福祉のセンター的役割を果たせるよう施設機能の地域社会貢献に努めます。

2 事業計画

(1) 生活相談・支援

ア 入居者の心身の状況その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者および家族に対して適切な相談・助言を行うとともに必要な支援を行います。

イ 入居者がお互いに労わり合い、思いやりのある人間関係のもとに、楽しく充実した生活を送れるよう支援します。

ウ 「自分で出来る事は自分です」ことを生活の基本に、入居者の嗜好および適性に応じたクラブ活動・行事等への参加を促し、融和を図りながら生き甲斐づくり活動を支援します。

(2) 健康管理

ア 毎朝ラジオ体操・棒体操を実施し、レクリエーション、グラウンドゴルフ、スカッシュボール等を定期的実施することにより健康の維持増進に努めます。

イ 週1回の内科嘱託医と月1回の精神科医回診、定期的に体重・血圧測定、年2回の定期健康診断を実施し疾病の早期発見・早期治療に努めます。

ウ 入浴・洗濯・寝具等の衛生管理を援助して清潔面に配慮するとともに、玄関・トイレ・食堂の出入り口等に手指消毒薬を設置して感染症等の発生防止に努めます。

エ 感染症・食中毒防止委員会を定期的開催して、感染症予防及び蔓延防止対策の徹底に努めます。

オ 新型コロナウイルスほか感染症重症化リスクの高い高齢者施設において、職員の健康管理、面会の制限、物品納入業者に対する感染防止対策の徹底に努めます。

入居者および職員に発症の疑いを認めた段階から適切な初期対応を行い、施設内集団感染発生の防止に万全を期す対応を実施します。

(3) 入居者の処遇

ア 入居者の身体状況・精神状況・社会環境を把握し、本人や家族のニーズに対応できる処遇計画を策定し、実践・評価・改善を図り自立支援に向けた処遇に努めます。

イ 望峰園においては、サービス計画に基づき、必要に応じて訪問介護事業所等より、適切かつ円滑な居宅サービスが提供されるよう努めます。

ウ 給食は、嗜好調査や給食検討会をもとに、入居者の嗜好と栄養のバランスに配慮した献立を作成するとともに、安全で季節感のある食材の確保を心掛け、入居者に合わせた食事形態で提供することで、より安心で安全な食事の提供に努めます。

(4) 地域社会との交流

ア 清風園において一人暮らし高齢者に対して、食の自立支援事業（配食サービス）を行い、食を通じて在宅高齢者の見守り・生活援助に努めます。

イ 地域福祉のセンター的役割を果たすために、地域の幼稚園、小・中学校の生徒との交流の機会を設けます。また、地区の文化祭に作品出展して地域住民や地区社会福祉協議会等関連団体との交流により、施設の社会的機能の周知に努めます。

ウ 学生の職業体験やボランティアの積極的な受け入れを行い、地域における社会資源としての役割を果たします。

(5) 職員の資質向上

ア 施設内・施設外研修を計画的に実施し、職種別研修会・講習会等へ積極的に参

加します。

イ 朝礼・ミーティング・職員会議・事業所会議によって職種間の意思統一と共通理解に努めます。

(6) 災害発生時の避難・救出訓練

ア 緊急有事の際には、入居者の安全かつ迅速な避難救出を第一として、防災教育ならびに昼間と夜間それぞれ避難誘導訓練の実施、消防防災設備の点検、消火器の位置確認及び操作訓練を計画的に実施します。

イ 消防署の協力を得て年に2回総合防災訓練を実施し、自衛消防隊の円滑な活動が行えるように努めます。

(7) 施設・環境整備

ア 入居者が快適に生活できるよう空調設備の環境整備に努めます。(清風園)

イ 居室清掃をはじめ、園庭や樹木の整備と美化を図り、生活しやすい屋内外の環境づくりに努めます。

ウ 建築基準法の規定に基づく建築物や建築設備の定期調査を実施して、常に安全な状態を維持するように努めます。(清風園)

特別養護老人ホーム

特別養護老人ホーム 白寿園

1 基本方針

介護保険制度の理念に基づき、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことのできるよう支援に努める。

2 運営方針

(1) ユニット型特別養護老人ホームとして、チームケア・個別ケアを基本とする職員の意識改革と資質の向上につとめ、更に内容の充実したよりよいサービスを入居者に提供するよう努める。

(2) 入居者一人ひとりの人権を尊重しながら心身の状況を的確に把握して、家族の同意のもとケアプランを作成し、的確なサービスを提供し、明るく清潔な環境で生きがいのある日々が過ごせるように努める。

(3) 計画的、かつ適切な機能回復訓練に努力し、常に日常生活能力がよりよく維持され高められるように努める。

(4) 「抱える介護」から入居者へ負担のかからない自然な動きに合わせた「抱えない

介護」へ家族の理解のもと計画的に移行し、安心・安全・快適なサービスの確立、併せて介護者の腰痛軽減に努める。

- (5) 在宅の要介護状態の高齢者に対し、心身機能の予防・維持並びに介護者の身体的・精神的負担の軽減を図られるようショートステイ事業を積極的に行い、更なる在宅福祉サービスの充実に努める。
- (6) 社会福祉法人として、既存制度では対応できない福祉ニーズを充足することにより地域社会の貢献に努める。
- (7) ICT 技術を用いたデータの分析により、入居者の健康管理、事務作業の効率化を行い、入居者、介護者双方の負担を軽減してサービスの向上に努める。

3 事業計画

(1) 環境整備

ア 入居者が安全・安心して生活ができるように、園内外の整理整頓に努め、環境整備に万全を期す。

(2) 生活指導

ア 日々の生活を充実させるため、趣味活動並びに定期的機能回復訓練を励行し、これらを通じて入居者相互の関係を深め、また入居者と職員との間における信頼関係が高まるように努める。

イ お互いにいたわりあい、励ましあい、全員がそろって住みよいホームづくりに努める。

ウ テレビ、ラジオ、有線等の放送を楽しんでもらい、また随時園内放送、及び告知掲示等を通じて社会一般の情勢を知らせるよう努める。

(3) 健康管理

ア ICT の活用により常に入居者の健康状態を把握し、疾病の早期発見、予防等健康保持のため適切な健康管理に努める。

イ 非常勤理学療法士により週一回の機能回復訓練を行うと共に、機能訓練指導員が生活の中での機能訓練に努める。

ウ 集団生活であることに鑑み、特に環境衛生、食品衛生に留意する。

エ 職員の健康状態の良否は、施設運営に影響するところが大いなので、日々腰痛予防体操を実施し、また随時保健に関する学習を行う。

オ 入居者の栄養状態を把握し、管理栄養士の指導のもと栄養マネジメントを実践する。

カ 出勤時の体調管理に万全にし、新型コロナウイルス感染予防に努める。

(4) 入居者の介護

ア ユニットごとに配置された職員による入居者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアの提供に努める。

イ 給食については、栄養マネジメントの実施に伴い、常に入居者の好み、栄養の確保に留意することは勿論、各ユニットで炊飯・盛り付け等を行い「暮らしの場」であることを感じて頂き、食生活の面からも生きがいが高められるよう努める。

ウ 入居者へ日々安心・安全・快適なサービスを提供するため、状態の変化に応じた車椅子等の介護機器選定に努め、引き続き計画的な導入を図る。

エ 歯科医師との連携をとりながら口腔ケアを実施し、口腔内の清潔・機能維持に努める。

オ ICT の活用を深め、入居者の情報を共有するとともに、記録の簡素化を図り、入居者のケアの向上に努める。

(5) 地域社会との交流

ア 在宅で心身の虚弱な高齢者に対し、配食サービスを行い在宅高齢者の生活援助に努める。

イ 面会者、一般来訪者、ボランティア等の来園を歓迎し地域との交流をより一層深めて行くよう努める。

ウ 地域で開催される「介護者のつどい」「福祉座談会」等の行事に積極的に協力し、施設の持つ介護の専門性を地域に開放できるように努める。

エ 地域交流センターを地域の方々との交流の場として、気軽に活用できるように努める。

オ 地域の学生の福祉体験などの受け入れを行い、入居者との交流を行うとともに、福祉について学習する環境を提供するように努める。

(6) 職員の資質の向上

ア ユニットケア・専門的ケアの研修会、講習会等には、積極的に参加させると共に、計画的な施設内研修に努める。

イ 毎朝、朝礼を実施し、職種間の連絡提携を図ると共に、定期的に課長会議・職員会議等を開催し協力一致の体制の確立に努める。

ウ 介護者の腰痛予防の主対策として、「抱えない介護」に取り組み、専門家の指導のもと介護技術の習得に努める。

エ 認知症ケアの手法を学び、その人“個人”を中心にするケアの習得に努める。

オ 研究発表や寄稿を行い、日々の業務の中からサービスの向上に対する取り組みを行えるように努める。

カ ICTによる業務改善を図り、職種間連携や人材育成等の課題解決に努める。

(7) 非常災害対策

ア 消火設備、避難設備等については、常に点検整備を心掛け、計画的に避難消火の訓練に努める。

イ 有事に備え、常に災害応急体制の整備を計ると共に、近隣住民の協力援助も欠かせないので、平素からそのための体制づくりに努める。

(8) 地域における公益的な取り組み

ア 既存の制度や福祉サービスでは対応が困難で、緊急な対応が必要な生計困窮者に対して自主的な社会貢献活動の取り組みとして、生計困窮者等の自立を支援するための相談支援活動に努める。

イ 地域のニーズや課題を解決するために、あらゆる工夫や方法で地域のニーズに応じた取り組みに努める。

居宅介護支援事業所

ケアプランサービス ゆう

1 基本方針

認知症や重度要介護者となっても、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らしていけるようその人の人生に共感し、気づきの気持ちを持ちながら生活の質の向上・自己実現に貢献します。

2 運営方針

要介護者及びその家族の選択に基づき、適切な保険医療及び福祉サービスが総合的に提供できるよう支援します。

自立支援・重度化防止の観点から、その人らしく可能な限り自宅で生活していけるよう中立・公正な立場で支援します。

また地域包括ケアシステムの構築に向けても、多職種、各関係機関、地域とも連携を取りながら指定居宅介護支援事業所として円滑な運営を図ります。

3 事業計画

- (1) 在宅介護における総合的な相談を受けます。
- (2) 要介護認定の手続き代行や各種サービスの周知・啓発に努めます。
- (3) 自立支援・重度化防止に基づきケアプラン（居宅介護サービス計画）を作成します。
- (4) サービス事業者及び施設、関係機関等との連絡・調整を行います。
- (5) 主治医や関係医療機関との連携に努めます。
- (6) 苦情や疑問の窓口となり不安の解消に努めます。
- (7) 各種の研修に参加し知識・技術の向上に努めます。
- (8) 地域包括ケア会議の開催を積極的支援します。
- (9) 実習生の受け入れを積極的に行い後進の育成に貢献します。
- (10) 日々の資質向上に努め特定事業所加算が適正に取得できるように体制を整えます。
- (11) 適切な感染防止対策を行い、安心して利用できる事業所を作ります。

4 地域組織との連携

地域包括ケアシステム実現のため包括支援センターと協働し、民生児童委員、公民館、高齢者クラブ等関係団体の協力を得ながら地域に根ざした事業所をめざします。

また、社会福祉協議会、医療機関や保険者との関係づくりも円滑に行います。

小規模多機能型居宅介護

創 生 館

1 基本方針

認知症や要介護者について住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、家庭的な環境で自宅や地域での暮らしを継続的に支え、利用者の望む生活の実現に努めていきます。

2 運営方針

- (1) 利用者となじみの関係を構築し、家庭的な環境づくりに努めます。
- (2) 利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境や一人ひとりの生活習慣を理解した上で、通い、訪問及び宿泊サービスを柔軟かつ即時的に組み合わせることにより、お世話でなく生きる力を引き出し、安心して自宅や地域で暮らすことができる環境を提供していきます。
- (3) 漫然かつ画一的にならないように、ケアプランを作成し、利用者及び家族の同意を得て、オーダーメイドのサービスの提供に努めます。
- (4) 利用者がこれまで培ってきた家族や地域との関係を断ち切ることなく、これまでと同じように地域とともに暮らすことができるよう支援していきます。

3 事業計画

- (1) 登録者29名、通い18名、宿泊6名を上限とし、サービスを提供します。
- (2) 一人ひとりの個性や暮らしに合わせ、通い、訪問及び宿泊サービスを一体的に提供します。
- (3) 一人ひとりの実現したい暮らしや課題を十分把握した上で、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- (4) 主治医との連携を基本としつつ、協力医療機関との連絡体制を整備し、緊急時の対応を図ります。
- (5) 運営推進会議を2ヶ月に1回開催し、地域への活動報告や地域課題についての協議を行うことで、地域に密着した活動を推進していきます。
- (6) 事業所が実施した自己評価結果に基づき、年1回外部評価を運営推進会議にて実施することで、サービスの改善及び質の向上を図ります。
- (7) 苦情窓口を設置し利用者及び家族からの苦情に対して適切に対応します。
- (8) 外部研修や実習へ積極的に参加し、職員の知識・技術向上を図ります。
- (9) 非常災害に備え、地域住民との連携に努め、連携体制を整備します。
- (10) 感染委員会の開催を定期的に行い、感染症対策に努めていきます。

デイサービスセンター

庄内デイサービスセンター (本体事業所)

庄内デイサービスセンター サテライト西岳

横浜市デイサービスセンター

1 基本方針

要介護認定者等が住み慣れた地域で在宅生活を維持できるよう、高齢者の日常生活の活性化、自主的生活の助長、心身機能の維持向上、社会的孤立感の解消を図るとともに、利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減に資する活動の推進に努めます。

2 運営方針

利用者の状態と要望を把握して、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業所等との連携により、地域に居住する高齢者の援助を通して介護保険指定居宅サービス事業者として健全な事業運営に努めます。また、介護保険に該当されない方に対する要介護の進行防止や、自立した在宅生活の維持に資するサービスの充実な展開に努めます。

3 事業計画

- (1) 利用者個別の体力、体調に合わせ、機能維持及び向上に向けた個別運動ならびにレクリエーション活動、趣味活動の実施を通して、意欲的な日常生活の維持又は向上につながる適正なプログラムを提供します。
- (2) 利用者個別の心身機能に応じたケアに基づき、安全な送迎と自立支援に向けた適切な介助を行い、安心、安全なサービスの提供に努めます。
- (3) 利用者に快適な利用をしていただけるよう職員の接遇に努めます。
- (4) 季節感と満足感を味わえる昼食を提供することにより、利用者間の食を通じた交流、および健康維持に資する栄養管理体制を図ります。
- (5) 施設内外の整理整頓および安全な施設環境の整備を行うと同時に、非常災害時等に迅速な対応を図れるよう従事者の意識向上と環境の適正化に努めます。
- (6) 本体事業所、サテライト事業所との潤滑な連携を図り、効率的、かつ安定的な運営に努めます。

4 事業内容

- (1) 基本事業 送迎・健康チェック・生活指導・日常動作訓練・養護
- (2) 通所事業 入浴・給食・アクティビティ

5 地域社会との連携

施設の情報発信を通して、地域に開かれた根付いた通所介護事業所、サテライト事業所として施設機能を地域の要請に応じられる運営体制の整備に努めます。

6 職場環境の充実

事業所内部研修や外部研修の参加を通して職員の資質向上を図り、利用者に還元できる体制の整備に努めると同時に、職員の意欲向上に繋がる働きやすい職場環境の整備に努めます。

地域包括支援センター

都城市志和池・庄内・西岳地区地域包括支援センター

1 基本方針

地域の高齢者が、総合的な相談や介護サービス、福祉、保健、権利擁護、医療等のサービスが適切に受けられるように連絡調整することにより、高齢者及びご家族の福祉増進を図ります。

2 運営方針

高齢者及びその家族が住み慣れた地域で安心し、その人らしい生活が送れるように、在宅医療と介護の連携、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実と向上を図り、地域包括ケアシステムの構築と在宅生活の支援に努めていきます。

また、介護保険制度の理念に基づき、地域包括ケアの中核として円滑な運営を図り、本人の意思及び人格を尊重し、自立した生活ができるよう公共性、地域性及び協働性の視点のもと事業運営を行います。

3 事業計画

(1) 総合相談支援

地域に総合的、重層的なサービスネットワークを構築します。

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、継続的・専門的な相談支援を行い、関係機関との連携を図り、適切な利用につなげていきます。

(2) 権利擁護

後見に関すること、消費被害対応、虐待の防止など高齢者の権利擁護の未然防止と早期対応に努めていきます。また、地域住民のつどいなどにも参加し、制度の周知啓発にも積極的に取り組みます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者に対して包括的かつ継続的なサービスが提供されるように、地域ケア会議の開催に力をいれて取り組んでいきます。地域ケア会議を通じ、地域団体、医療機関と協働し、地域の多様なサービスを活用した包括ケア体制の構築を図っていきま

す。困難な状況にある個別の利用者にもチームを組んで地域での生活を支えます。
また、地域の介護支援専門員に対しては困りごとの相談をうけ後方支援を行います。

(4) 介護予防ケアマネジメント

介護予防事業に重点的に取り組み、介護予防対象者の把握に積極的に努めると同時に、市が推進する地域での介護予防教室（こけないからだづくり講座）の普及・支援に努めていきます。

また、総合事業、予防給付が効率的かつ効果的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行います。

(5) 認知症地域支援推進事業

認知症推進員を中心に、認知症高齢者の把握と支援体制の構築に努めます。受診困難な利用者には認知症初期集中支援チームと連携をとり受診またはサービスにつなげられるよう支援します。地域住民・地域企業・学生に向けて認知症サポーター養成講座を実施していきます。

また、認知症カフェ開設の助言等も行っていきます。